

図書館経営の基本と政策立案の方法

座間直壯(ざま なおよし)
(調布市役所)

1 はじめに

図書館とは・・・。

図書館法第2条(定義)この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法(明治29年法律第89号)第34条の法人が設置するものをいう。

「図書館の自由」について

憲法第21条第1項【集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密】には「集会、結社及び言語、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」とあり、第2項では「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密はこれを侵してはならない」と定めている。(表現の自由)

「表現の自由」は「知る自由」の保障でもある。

2 図書館経営の意味

図書館における経営活動には、図書館固有の様々な業務(第一次的経営活動)と、これらを支える管理的業務(二次的経営活動)がある。

図書館活動を円滑に発展させていくには、これらは単純な二本線(分業)ではなく、複雑にかつ効率的に組み合わせさせた業務が展開され、サービス業務と管理業務の複合化がなされなければならない。

3 図書館の管理的業務とは

(1) 政策・計画の策定

(2) 予算の確保 編成、執行、決算

(3) 条例・規則・組織の整備

(4) 人事管理 職員研修

(5) 施設の維持管理

(6) 統計調査・広報活動

(7) セキュリティ管理

(8) 館長の責務

4 図書館サービスの管理

図書館がその目的を達成するには次のことを明確にしなければならない。

(1) どの様なサービスを提供するのか 「サービス方針」

(2) サービスを提供する仕組みをどうするのか 「サービスシステム」

(3) サービスを担う人（職員）をどう育てるのか 「人材育成」

5 図書館政策の策定と基本計画

政策立案の手順

一般的には 計画(Plan) 実行(Do) 評価(See) 新計画(Action) のようなサイクルをマネジメントサイクルといわれている。

政策立案に必要なのはこれらの前段で、明確な目的・目標を定め、図書館の基本理念・基本方針などを定めることである。

図書館で策定した図書館政策を自治体の基本構想・基本計画に確実に反映させることが重要である。

(各自の自治体での状況を確認する)

図書館基本計画(部門別計画として)を策定し、図書館独自の基本方針を決める。その図書館が地域の状況などを踏まえた上で描く、理想の図書館像として考える。

(各自の図書館での状況を確認する)

各部門における事業(実施)計画書を作成する。

出来るだけ細分化し、具体的な言葉で、書き表すこと。

サービス部門	事業名	経過	現状課題・分析	具体的な解決策	実施計画策定

6 各自の図書館の「使命書」をつくる

「使命・計画作成の手引き」財団法人日本博物館協会刊（博物館の望ましいシリーズ1）を参考に

(1) 使命書をつくることの意義

- ・ 社会の理解を得る
- ・ 図書館活動の拠り所とする
- ・ 図書館を評価するための指標を得る

(2) 手順

- 自館の現状を把握する
- ・ 館の活動や運営の経過を知る
- ・ 同規模(人口・面積・産業構造など)の他館との比較 何処が違うのか
- ・ 「望ましい基準」を参考に自己点検をする
- ・ 自館の強みと弱みを分析する
- 自館を取り巻く状況(環境)を知る
- ・ 設置者(設立時の考え)が求めていることとは
- ・ 運営に当たっての諸条件の状況はどのような状況か
- ・ 地域が求めている(期待している)こととは
- ・ 利用者は何を求めているのか
- 図書館界を取り巻く状況を知る
- ・ 図書館界の現状を認識する
- ・ 国などの政策動向を把握する
- ・ 社会的役割を認識する 要請されているものは(今とこれから)
- たたき台をつくる
- ・ 作成のポイント
- ・ 強みと弱みを整理する
- ・ チャンスとピンチを見極める
- ・ キーワードやキャッチフレーズを出し合う
- 意見交換をする
- ・ 各自の作成した「たたき台」について
- 使命書を仕上げる
- ・ 原案を吟味する
- ・ 「使命書」の決定と周知

7 宿題

手順の から までを次回までに完成させてくること。

職場に協力してもらい、多くの意見参考に作成する。

「使命書」の作成に当たっては、別紙の様式に従って完成させてください。